

# 池田市立図書館資料収集方針

平成30年1月制定

## (目的)

第1条 池田市立図書館は、図書館法に基づく公立図書館として、市民の求める資料を提供する役割を担う機関である。この方針は図書館資料の収集に関して必要な事項を定めることを目的とする。

## (収集の基本方針)

第2条 収集する資料は、図書館法（昭和25年法律第113号）第3条第1号に定める図書館資料とする。

- 2 地域住民の教養の向上、調査研究活動の援助及びレクリエーション等に資する資料を収集する。
- 3 図書、逐次刊行物、パンフレット等の印刷資料のほか、視聴覚資料、CD-ROM等の電子媒体資料、デジタル資料を収集する。
- 4 収集資料の範囲については、全分野にわたり一般資料から専門資料に至るまで幅広く収集する。ただし、専門資料については入門的なものとする。
- 5 資料の選定にあたっては、この方針に基づき、当館の蔵書構成を考慮しつつ、利用者の要求等も取り入れながら検討する。
- 6 資料の収集方法については、購入のみならず、寄贈等の手段を十分活用し収集する。
- 7 本館及び分館においては、規模や地域性等を考慮した蔵書構成に留意し、池田市立図書館全体としての体系的な資料の充実を図る。

## (収集資料の種類)

第3条 資料の収集は、前条の基本方針を踏まえ、次の各号に掲げる種類ごとに、当該各号に定める収集方針に沿って行うものとする。

### (1) 一般資料

- ア 市民の文化、教養、調査研究、趣味・娯楽、読書等に役立つ資料を幅広く収集する。
- イ 市民の調査研究を支えるための参考資料を網羅的に収集する。

### (2) 児童資料

- ア 乳幼児から中学生までを対象とする。
- イ 子どもの読書活動を推進し、興味を引き出すことができるよう、子ども

の年齢に即した資料を幅広く収集する。

ウ 児童・生徒の学習や課題解決に役立つ資料を幅広く収集する。

エ 絵本や紙芝居は、それぞれの特性が活かされているものを収集する。

### (3) ヤングアダルト資料

ア 主に中学生、高校生を対象とする。

イ 中高生を対象に刊行された資料を中心に、学校生活、生き方、職業のほか中高生の関心の高い分野を幅広く収集する。

ウ 一般書であっても、類書がなく、中高生の利用が見込まれるものは収集する。

### (4) 郷土・行政資料

ア 池田市の歴史、風土、社会、文化等に関する郷土資料は、図書のほか、地図、記録、映像録音資料、パンフレット類も含め網羅的に収集する。

イ 市内で発行される雑誌、各種団体等の機関紙（誌）、記念誌などは継続的に収集する。

ウ 郷土の人（歴史的又は現存の市内在住、出身者及び池田に関係深い人物）の著作、各種関係資料などは、網羅的に収集する。

エ 友好都市・蘇州市及び姉妹都市・ローンセストン市に関する資料を収集する。

オ 行政資料については、図書、パンフレット、リーフレット類を行政部門別に収集し保存する。

カ 大阪府及び近隣市町村に関する資料は、特に重要なもの、市民の要求の高いもの、池田市と関係のあるものを中心に収集する。

### (5) 逐次刊行物

ア 新聞は、主要紙のほか、寄贈紙及び縮刷版を収集する。

イ 雑誌は、各年齢層及び各分野における主要なもの、調査研究に必要なもの、利用度の高いもの及び地元に関するものを収集する。ただし、臨時増刊や別冊は収集しない。

### (6) パンフレット類

単行のパンフレット及びリーフレットについては、図書との関連性を十分に考慮して選定し、特に情報源となる資料を積極的に収集する。

### (7) 視聴覚資料

ア 音声資料及び映像資料は、文字・言語より聴覚的、視覚的な方が知識の獲得や技術・技能の習得を理解しやすい資料を収集する。

イ 教養、学術的また調査・研究の手段として参考となるような内容の資料を

中心に収集し、流行のものや一過性のもは収集の対象としない。

ウ 幼児から高齢者、障がいのある方まで広く利用できるものを収集する。

エ 映像資料については、図書館での利用に関して著作権許諾済のものを収集する。

#### (8) 障がい者支援資料

点字図書、録音図書、大活字本等、障がい者の読書を支援するための資料を収集する。

(資料選定にあたっての留意点)

第4条 資料収集にあたっては、次の各号に留意する。

- (1) あらゆる思想、信条、学説、宗派に対して公平に幅広く選定する。収集資料がどのような思想や主張を持っていようとも、図書館及び図書館職員がそれを支持することを意味するものではない。
- (2) 個人、組織、団体からの圧力や干渉によって、資料収集の自由を放棄したり、紛糾を恐れて自己規制したりすることなく、図書館として自由かつ客観的立場で選定する。
- (3) 人権を侵害する恐れのある資料は、特に慎重に取り扱いを検討する。
- (4) 漫画は原則として購入しない。ただし、学習用や解説書等に漫画を用いた資料で主題の明確なものについては選定する。
- (5) 学習参考書、受験参考書、各種試験問題集のほか、切り取ることや書き込むことを目的とした資料は収集しない。
- (6) 図書館員の個人的な関心や好みによって選定しない。
- (7) 形態については、長期の保存に耐えられるものを収集する。製本の粗雑なもの及び仕掛け絵本など特殊な形態のものは原則選定しない。
- (8) 信頼のおける出版社以外の発行物については、内容を十分に吟味した上で選定する。
- (9) 利用者からリクエストされた資料の購入や寄贈資料の収集に関し必要な事項は、別に定める。

(資料選定委員会)

第5条 資料の選定は、池田市立図書館資料選定委員会（以下「選定委員会」という。）において行う。リクエスト本についても同様とする。

- 2 選定委員会は、館長、副館長、各館の選書担当職員で構成する。
- 3 選定委員会の所掌事務は、次のとおりとする。
  - (1) 資料の収集及び選定に関すること。
  - (2) 資料の保存、廃棄に関すること。

(3) その他、資料の収集及び選定等に関連のある事項

4 選定委員会は、原則として週1回開催するものとする。

5 選定にあたっては、予め各選書担当職員で選定リストをよく検討し、その予備選定に基づいて会議で協議を行い決定する。

(補則)

第6条 この方針に定めるもののほか、図書館資料の収集に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(実施期日)

1 この方針は、平成30年1月10日から実施する。

(旧方針の廃止)

2 資料収集・保存方針(昭和55年5月1日制定)は廃止する。